

全建労発第78号
平成24年2月7日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置の終了について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、別添とおり労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号。)により平成18年9月1日から、石綿等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が一部を除き禁止されましたが、適用除外製品等の最後の品目についても代替化が可能になったことから、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第13号。)により、製造等を禁止しました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、本改正の周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

以上